

## 新潟市自治基本条例検討委員会 第7回会議 会議録

### 【開催概要】

日 時： 平成24年11月9日（金） 13：30～14：30

会 場： 新潟市役所本館6階 第1委員会室

出席者： 新潟市自治基本条例検討委員会 委員

岩橋委員、栗山委員、郷委員、坂上委員、新藤委員、原委員、  
馬場委員、樋口委員、若井委員、若林委員

事務局

井崎政策調整課長、政策調整課員

傍聴者： 12人

### 【会議内容】

#### 1. 開会

#### 2. 議事

##### 新潟市自治基本条例の見直しに関する提言(案)について

(原委員長)

引き続き、座長をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、傍聴に関する要綱に従いまして、本日の委員会の傍聴を許可します。それと、写真撮影、録音も許可いたしますので、委員の方々にはそれをお含み置きいただきたいと思います。

それでは、新潟市自治基本条例検討の見直しに関する提言（案）について、先回の会議の後で変更した部分がございますので、その説明を事務局から最初にしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

私から説明をさせていただきます。

本日お示ししました資料11につきましては、先回の会議でお示しして、委員の皆様からご意見をちょうだいしたものと、欠席された2委員の方々には、その会議後にお送りして意見をちょうだいしたものを、あるいは追加で委員の皆様からご意見をちょうだいしたものを、修正後の形でお示ししております。

資料をお開きいただきますと下線が引いてありますが、その下線箇所を修正したということでございます。この資料につきましては、委員の方々にもご覧

いただいておりますので、私からは修正箇所のみご説明させていただきたいと思っております。

1 ページ、「はじめに」というところがございますが、委員会の名前で、開催経過などを記載したところがございますが、最後の段落、下から2行目、ここを、前回までは、「市民の方」ということで限定しておりましたけれども、市長をはじめ職員、議会等を含めてということでご意見をちょうだいいたしましたので、ここにつきましては「関係するすべての方」という表現に変えさせていただきます。

2 ページ、「総括」のところにつきましては変更がございません。

3 ページ、上から2番目、「新潟市人材育成基本方針」の欄でございますが、ここにつきましては、本条例の理念ですとか、協働等の基本原則を十分踏まえた研修内容、そういった訓練が必要なのだというご意見をちょうだいしましたので、「本条例の趣旨をふまえ、市民サービス水準向上のため」ということで文言を整理させていただきました。なお、前回お配りしたものにつきましては、「サービス水準の維持」となっておりましたけれども、上を目指すという意味で、「維持」よりも「向上」のほうがいいのではないかということで、事務局で変えさせていただきます。

次の「新潟市職員の提案に関する規程」でございます。ここにつきましては、前回、「前向きな姿になっている」ということで提言らしくない表現を使っておりましたが、「前向きな姿になっていることから、引き続き取り組みを進めるべきである」ということで提言らしく修正をさせていただきました。

2点目でございますが、「改善提案が上司の方針と違った場合に、マイナスのインセンティブ」という表現を使っておりましたけれども、ご指摘のとおり、「マイナスのインセンティブ」というのはカタカナが入って分かりにくいということがありましたので、「負の評価」ということで言葉を改めさせていただきました。

また、「上司の方針と違った」というところで、そもそも上がってくるのかというご意見を追加でいただきましたので、決して、総合計画など市の方針に違う提案が上がってくるということではなくて、事務の進め方とか事務の処理のところとか、そうした事業を進めていくうえで各部長、課長が任されている範囲で改善提案が行われているという趣旨ですので、方針だけではなくて「考え方」という表現を追記させていただきます。

4 ページ、真ん中の段の「事業仕分け」のところでございます。

1 点目ですが、「見直す良い機会である」という表現も提言らしくありませんでしたので、「今後も事業を推進していくべきである」ということで、提言らしくさせていただいております。

2 点目につきましては、「対象事業の選定理由や事業内容を」ということでしたが、そもそもの事業仕分けの趣旨、目的についても分かりやすく市民の皆様にお知らせすることで協働の推進につなげていくのだということもございましたので、「事業仕分けそのものの趣旨や目的と」という言葉を追加させていただきました。

4 ページの一番下、「情報の共有」というところがございます。先回につきましては、「市政世論調査」ということで項立てをしておりましたけれども、岩橋委員から、会議の際に、市政世論調査だけではなく、政策の形成過程においてという 2 点目の趣旨をご発言いただきましたので、「情報の共有」ということでまとめさせていただき、1 点目に市政世論調査、2 点目に岩橋委員の言われた趣旨をまとめさせていただいております。全部追加しておりますので読ませていただきます。「政策の形成過程において情報の共有をさらに図るべきである。特に、新規事業や施設建設等の計画においては、事業の目的と初期投資、運用コスト等、市民の負担や効果についてより一層情報提供すべきである」という表現で記載させていただいております。

5 ページ、「新潟市附属機関等に関する指針」の 2 点目を追加させていただきました。先回の会議で、区自治協議会のところで女性登用のお話が出てまいりましたが、区自治協議会のみならず、全体的に女性の登用を推進すべきとの立場から、「新潟市附属機関等に関する指針」の項にもってこようということでお話をいただいていたので、ここに追加しております。

なお、最後の 2 行の後段、「若い世代の登用も推進すべきである」というご意見につきましては、欠席しておりますが、長谷川委員から、女性だけでなく若い世代の意見も市政に反映すべきであるというご意見をちょうだいしましたので、ここに若い世代の登用についての記載を追加させていただいたものでございます。

次の「新潟市市民意見提出条例」、いわゆるパブリックコメント条例のところでございますが、2 点目の最後のところ、前回までは「回答してもらいたい」ということで表現しておりましたが、回答ということだと返事を出すという

ことに限定されますので、いろいろな回答を含めて「対応する」という形で、これは事務局の判断で変えさせていただきました。後ほどご議論いただければと思います。

6 ページ、一番上の「市政相談」の欄でございますが、これは全部文章を変えさせていただいております。先回お示した文章につきましては、市以外の業務、あるいは市や国等を含め双方にかかわる業務ということで、文章的に長かったものを分かりやすく直したということでございます。趣旨は変えていないつもりです。ここも全部改正しておりますので、読み上げさせていただきます。「国・県・市などの相談窓口では、他機関の所管する事項について相談を受けていることもあることから、これまで以上に、それぞれの関係機関と連携がとれる仕組みを検討すべきである」ということで、決して趣旨を変えようということではありませんので、この文章につきましても後ほどご意見を賜ればと考えております。

7 ページにつきましては直したところはございません。

8 ページ、「その他」でございます。その他のところにつきましては、職員にも周知をすべきというご意見をちょうだいいたしました。ここにつきましては、「はじめに」で「すべての方に」ということで文言を直しましたので、市民ではなくて「関係するすべての方」ということで、ここも「はじめに」とあわせていただいた形で整理をさせていただきました。

先回からの修正箇所につきましては以上でございます。

(原委員長)

説明ありがとうございました。

委員の方々から、まず優先的に、下線の引かれているところで質問なりご意見がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(岩橋委員)

1 ページの「はじめに」の部分と、8 ページの「その他」の部分ということで、関連性がありますので、今、思いついた意見なのですが、意見として申し上げますので、ご議論願えればよいと思います。

「関係するすべての方」、「はじめに」の項のところアンダーラインがあります。8 ページの、同じくアンダーラインのところ、「関係するすべての方」とございますが、「すべての方」よりも「すべての市民」のほうが、いかがでしょうか。市民の定義は、恐らく（自治基本条例の）定義を見ると、一般市民

も行政の方も議員の方もすべての市民なのです。ですから、「すべての方」よりも「すべての市民」のほうが分かりやすいのではないかと思います。発言させていただきます。皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

(原委員長)

馬場副委員長、この辺はどうですか。「市民」と言い切っていいですか。例えば法人もあるし、組織の場合がありますね。市民でない市役所職員もいますし。

(馬場委員)

多分(自治基本条例の)定義では、大学関係者や企業なども入っていたかと思うので、市民としても分かるかと思うのですが。なので、皆さんが「市民」というふうにされるのであればいいかと思います。

ただその一方で、今、委員長が懸念されたような、「市民」と限定された意味にしか捉えられないのではないかという側面もあるので、どちらでいくかという、意味内容は全部含んでいるかと思うのですが、受け手側、渡された側なり見た側が、「市民」といったときに、(狭い意味での)新潟市民しかあたらぬのではないかと感じてしまうという、そちらの解釈の幅の問題も皆様でご議論いただければいいのではないかと思います。私はどちらでもいいと思います。

(原委員長)

いかがでしょうか。

(事務局)

今、先生が言われたように、この提言を条文の定義に当てはめる必要はないと思いますが、委員の皆様の方で提言をそのまま適用しようということであれば、その趣旨は、私たちが庁内でこれを共有するときにお伝えさせていただきます。表現は、どちらかということでは決してありません。

ただ、条例上、市民というと市長と議会は入っていないことになっていますので、特に8ページのところは、職員にもという趣旨(のご意見)でしたので、もし条例上の用語の定義に若干こだわりを持たれて、この案文を考えるときには職員が入っていないということも意識してご議論いただければと思いますし、特に8ページは職員にもという先回のご発言でしたので、こういった形で表現させていただいております。

(岩橋委員)

私が提案した理由は、市民の定義として、企業も、例えば新潟市で事業をやっているならこれも市民です。学生さんでも、新潟市に住所はないけれども、新潟にお住まいになっていて、新潟で学んでいるという方も市民なのです。ですから逆に、「関係するすべての方」といったら、どこまでがすべての方なのだ。理解できる方がどのくらいいるかです。新潟市民として位置づけられている方に認識していただくという意味で発言させていただきました。

(原委員長)

どうですか。今日は最終回ですので固めましょう。

(坂上委員)

私は市民というと、やはり本当のただの市民とを感じる人が多いのではないかと思います。

(原委員長)

あるいは「すべての関係者」でもいいのでは。

(樋口委員)

この定義に引っ張られてしまうような気がするのです。メッセージはすごく分かるし、この定義が何であるかというのは分かるのですが、市民というのは、定義のところを見ると、市長等とかは入っていないので、これはどうしても市民の定義に引っかかってしまうような気がするのです。どちらかというと、「すべての方」のほうがいいような感じがします。

(原委員長)

どうでしょうか。なるべく分かりやすくしたいなと思います。

(岩橋委員)

事務局に考え方をお伺いします。例えば議会の方でも、市長でも一市民ですよ。要するに、新潟にお住まいになっていると。

(原委員長)

市長である前に市民だということですね。

(岩橋委員)

新潟の行政サービスも全く一市民と同じように受けているということでは市民ですよ。そこで、「すべての市民」としたときに、議会や市長が入らないという解釈を私はできないのです。

(事務局)

私が申し上げているのは自治基本条例でそう定義をされているということで、条例の解釈に引っ張られるとそういう可能性があるということを申し上げたので、岩橋委員が言われたように、市外から通勤している職員もいますし、もちろん、市外で事業活動の本社を持っていて、事業所だけ新潟にあるという会社もありますので、排除しているわけではないのですけれども、条例の定義がそうなっているものですから、条例に対する提言の見直し素案という中で条例と見比べたときに、市民という言葉を使ったときはそういうふうに解釈される方がおられるかもしれませんということを申し上げたところです。

(馬場委員)

今の事務局のご説明に足すとすれば、条例に引っ張られた解釈という意味でいえば、市長が、市民としての立場ではこの条例の見直し案について考える契機になるようにということにはなるのですけれども、この条例の市民という定義の中には市長が入らないので、市長としては考えないのか、というように読めてしまうとまずいということだろうと思うのです。「すべての市民」としたときに、一般の市民ではなくて、ここに書いてある市民といたら、市長としての篠田氏というのは、これについては考える契機にならなくてもいいということで排除されてしまう可能性がないかどうかという。人間というのは本来色がついているわけではないのですけれども、ある側面では市長として役割、ある側面では一般の市民として役割ということになってしまっていて、そういう切り分けになるとつらいかなということが多分、事務局の説明に付随するとそういうことなのかもしれません。

(原委員長)

市長と市議会が入らないというのは少し気になりますね。かといって、「市長並びに市議会並びに市民」というのもおかしいですよ。その辺で、岩橋委員、どうでしょうか。「関係するすべての方」でよしとしませんか。

(岩橋委員)

皆さんがいいのであれば。

(原委員長)

ということで、ここは「関係するすべての方」ということで原文どおりにさせていただきますと思います。ほかにご意見はありませんか。

(樋口委員)

5ページの第16条の2点目なのですけれども、これは長谷川委員が、「また、多世代から…」以降のところに文章を足してくれたということなのですけれども、私も女性、女性と言っていたけれども、いろいろな年代の方たちが入ったほうがいいと感じていたところだったので、こんなにきっちりした文章になって、とても賛成ですので、ぜひこれはこのまま動かさないで変えていただきたいということで、よろしく願いいたします。

(原委員長)

ありがとうございました。ほかにご意見はありますか。

(若林委員)

同じ5ページの第17条なのですけれども、2点目の最後、「対応してもらいたい」という、これは提言らしくないような気がするのですけれども、「対応すべきである」と。

(原委員長)

皆さん、これはどうですか。「対応すべきである」と。これは直したほうがいいのではないかと。事務局はどう考えますか。

(事務局)

直させていただきたいと思います。

(原委員長)

では、これは「対応すべきである」ということに変えさせていただきたいと思います。

(馬場委員)

そこで一つだけ不安な点は、「何らかの形で意見提出者に対応すべきである」としたときに、「何らかの形で」というところに強調が置かれていないと、すぐやる課みたいな話に行きかねない。対応するというのが、言われたらとにかく何かやらなければいけないみたいな話になって、苦情を言われたら対応するみたいなイメージにもっていかれるのは、少し（問題だと思います）。そういうことではないのだという意味を、多分ここでご議論いただいたときにもそういうことだったと思うので、その意味内容だけは残しておいていただければと思います。とにかく、対応するというのは、別に隣の木が出てきたから切ってくれと言ったらすぐ切りに行くとかという、昔あった話とは違うということは留意しておく必要があると思います。



(原委員長)

言葉のうえで置き換えたとか、追加するとすればいい言葉はないでしょうか。

(馬場委員)

「対応する」以外でというのと、なかなか厳しいですよ。

(原委員長)

すぐ行動するというふうにとられないとは限らないですね。

(馬場委員)

問題はそこだけなのです。

(原委員長)

これは回答よりもある意味強いですね。何かいい言葉はないでしょうか。

(坂上委員)

「回答」のほうがいいと思います。

(原委員長)

「回答すべきである」と。

(坂上委員)

要は答えればいい。

(馬場委員)

とりあえずは答えろと。

(原委員長)

問題に対する答えという意味だけではなくて、ということだと私は思うのです。市長に間違いなく伝えましたという回答でもいいわけですよ。「回答すべきである」にしますか。いかがですか。では、ここは「回答すべきである」ということでよろしいですね。直させていただきます。

ほかにございますか。アンダーライン以外のところで直してほしいというご意見があればこの際おしゃっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうやらご意見は出尽くしたところでしょうか。7回に及んだ会合でございましたけれども、おかげさまで無事にまとまりました。委員長としては大変助かりました。ありがとうございました。

それでは、せっかく皆さんからお集まりいただいておりますし、というのも変ですが、それぞれのお立場で市民活動の現場にいらっしゃる方々でございまして、この提言案でもいいのですが、もう少し広げて、そもそも市政はこうあるべきだというご意見をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんので、一

人3分程度、短くてもかまいませんけれども、あまり延々とやられると日が暮れますので、上限3分くらいでご意見があったら、ぜひこの際おっしゃっていただくと、またどこかに影響が出ていいことになるだろうと思いますので、お願いしたいと思います。まずは皮切りに、岩橋委員、どうでしょうか。

(岩橋委員)

市政については、今回の議論の中でも再三言っておりました。自治基本条例も、情報の公開、協働が一つの柱になっているわけですがけれども、さらなる情報公開は進めていかなければいけないということを強く感じております。

それと同時に、住民自治ということからして、ますます市民の責任が重くなる。私たちのことは私たちで決めようというのは住民自治の姿でありますけれども、それが進めば進むほど、市民の責任が大きくなるということで、市民が日ごろから市政に関心を持つ、そういう行動を起こすということがますます市民に課せられた重要なことではないかということ強く感じた次第です。

(原委員長)

ありがとうございました。栗山委員、お願いします。

(栗山委員)

私は分からないことだらけだったなということと、私も一市民として勉強がたりないと感じました。また、私たちも市民としていろいろなことに耳を傾けることと、双方があいまって初めて行政がきちんと回り、住民サービスがきちんと回るというようになるので、ぜひいろいろな場面で、いろいろなやり方があるという提示をしてもらいたいと思いました。

少し離れるのですけれども、今朝、私は燕三条に出かけたときに、女性の方に、起業道場を新潟で受けたと。そういうものを例えば三条でやりたいと思って市役所に持っていったけれども、全然鼻にもかけてもらえなかった、どうすればいいのですかという問いかけがありました。それは両方ともが歩み寄りなければいけないから、持って行ってだめだったというのではなくて、どういうやり方があるか考えなければだめだという話をして、みんなが困っているこういうものをやりたいという座談会みたいなものを開いて、そこに行政の人を呼んで、一緒に、どうやっていったらいいかという話し合いをしたらどうかというアドバイスをしたのですが、一人一人が何かやりたいと思ったときに、親しい人、例えば行政に親しい人がいて、この人に相談してみようとか、この窓口に行ってみようとか、誰かを紹介してもらえるとこの感じで、親しみが持てる

行政職員がいること。あるいはそういう人たちの架け橋となるような市民がいればいいなと感じたのでお話をしました。今回、私は非常に勉強させていただきました、ありがたかったと思いました。

(原委員長)

職員が市民のよき相談相手になればいいと思います。郷委員、お願いします。

(郷委員)

私もこの自治基本条例というものを初めて目にするような形で参加させていただいて、市民との協働ということが言われて、言葉としては分かるのですけれども、具体的に動くにはどうしたらいいのだろうということを、その言葉一つ一つ教えていただきながら考えました。私自身は今、学校に関するところで、地域と学校パートナーシップというところで動いている中で、行政と地域の人たちと学校をつなげていくという活動をしていて、(活動が)立ち上がるときは行政と一緒に新しいものを作るということと言われて、それぞれが意識を持って関わって行って、ある程度ルールに乗ってしまうと、それは増やしていくためのものというか、流れの中に一つの歯車として入っていく。その中には自分で何かをしようとか、作り上げるとかではなくて、今までのものを引き継いでいくというか、やはり、上から言われたこと、今までと同じような形、参画ではなく言われたことをやってしまう形になる傾向が多いということ、立ち上げから6年間関わって感じているので、時代が変わるといつもいろいろな場面で、ある程度筋ができて、新しいことを考えたり、いい方向に行かなければだめだということがたくさんあるので、そういったことを、丁寧に現場の声を聞きながら、行政(の担当者)は3年とか4年で替わるのですけれども、現場はずっと同じ人が関わっている、そういったところで情報を共有しながらやっていくと、さらに協働というところで、市民として、やったなというやりがい感とか、一緒にやった達成感がすごく広がってくるのではないかと、現場の活動を通して感じています。

(原委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。坂上委員、どうでしょうか。

(坂上委員)

私も自治基本条例という言葉すら全く意識にはなかったもので、いろいろな面で勉強させていただきました。

地域に戻ると、コミュニティ協議会というのは、これはやはり本当に身近なので、その中のいろいろな部会や隣のコミュニティなどで実際に対応したり、感じたりする部分は多いのですが、もっと大事だろうと思う区の自治協議会の活動が全く一般市民には生かされていないのではないかとつくづく思いました。何か活動をしようというときに、催し物だけを、今年はどういう催し物をしようかみたいな、そういう点だけが強調されていて、実際はもっと大事な自治協議会というものの役割があるのではないかと感じています。

(原委員長)

貴重なご意見だと思います。新藤委員、お願いします。

(新藤委員)

その自治協議会でございますが、実際に全くそのとおりだと思いますし、8月に秋葉区の駅前でいろいろな活動をした中で、自治協議会をご存じですかということで、テレビで、知っていますかとか、賛成とか反対とかでシールを貼っていきますけれども、あの方式でやってきました。自治協議会をご存じですかという比率が、現在の内閣と同じくらいの支持率の認識しかありませんでした。しかも、知っていますと答えてくださった方の中には、自治会長の皆様の会と誤解をされている方がいないわけではないだろうなという感じがしましたので、これだけいろいろな形で制度的に整備されてきているので、市民としてもそれなりに行政について少し関心を持っていただくことと、新潟市は行政自体がどのような形で動いているのかということ、いろいろな形で呼びかけていくというのが必要なのではないかと気がします。

今回、この席に出させていただきまして、一つ一つの条例にはできた理由があるし、精神もあるので、その辺も含めて広く皆さんに理解していただくような努力を、私も含めてやっていくべきだと感じました。

(原委員長)

ありがとうございます。若林委員、お願いいたします。

(若林委員)

私もコミュニティ協議会を主体に活動をしていたのですけれども、その中で一番皆さんの口から出てくるのが、私どものところは過疎地なので、合併して何もよいことがないということがまだ出てくるのです。それは何だろうとずっと考えてきたのですけれども、結局、市民としての権利は平等にあるのだけれども、権利をどう行使していいのかという、手段なのです。その手段が、人口

密集地と過疎地では違ったことをやらないとできない。その辺で非常に悩んでいたのですけれども、たまたま今回の6ページの区における行政運営の3番目に、「地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進していくため」という言葉を入れてもらって、その辺はもう少し、行政側も私たち市民も考えていくと、だんだん行政そのものが身近に感じられる。そうすると、合併してよかったことがないということは消えていくのではないかという感じがいたしました。ここに入れてもらったのは非常にありがたいと感謝しています。

(原委員長)

ぜひ、大きい区役所というのと一体になって、区民の方が満足できるような形になるといいなと私も思います。ありがとうございました。若井委員、いかがでしょうか。

(若井委員)

私はずっと皆さんのお話を聞いていて、なるほど、そうなのかということをして繰り返して、皆さんから勉強させてもらうばかりで、学生としての自分の意見をなかなか言えずに、あまり貢献できなくて申し訳なかったという気持ちもあるのですが、7回会議に出ていて思ったのは、学生の中には多分、自分は学生だと思っている人はいるけれども、市民だと思っている人というのはあまりいないのではないかと。市民である前に学生という意識があって、私は最近になって西区自治協議会に入って、どうやら区民であるらしいということが分かって、区のこといろいろと知ってみようかと思える機会があったからいいのですけれども、中には、学生のままそこにいて、学生という意識だからごみ捨ても適当だし、大学の周りのごみステーションが汚かったり、市民という意識がないということ、今回この会議に出て改めて感じました。

これから社会に出ていく中で、今回考えられたように、行政と市民という、自分が市民だと感じて、市の行政はどうなっているのだとか、自分の地域はどういう組織があって、どのような活動がされているのか、自分からどんどん積極的に情報を得ていくようにこれからもしていきたいと考えました。

(原委員長)

ぜひ、お友達の学生さんにもよろしくお伝えください。ありがとうございました。樋口委員、お願いします。

(樋口委員)

私はこの自治基本条例ができるときから関わっていて、このたび公募で入れ

ていただいたのですけれども、あまりにも勉強不足というか、すごく反省しているところがいっぱいあるのですけれども、地域でコミュニティ協議会、コミュニティで何かしようとしたときに、女の人には本当に発言する場所がないというか、決める場所に入れてもらえなくて、何なのだろうと思っていたときに、自治基本条例があると市民の参画や女性の参画などが進むという話があって、新潟市が作るのだと思い、ものすごくうれしかったのですけれども、できてから何年か経っているのを見ていてもあまり変わっていないような気がしました。

それはやはり、この新潟市の自治基本条例がどういうものであるのかとか、どういう思いのものというか、何を目指しているのかとかということが周知されていないということがすごく大きいと思いました。このたび、この会を設置していただいて、また改めてこのようにいろいろな立場の皆さんと見ていくと、分かったことや分かっていないことや、進んでいることや進んでいないことだとか、いろいろなことが分かって、自分的には勉強になりました。その中で、行政評価とか、事業仕分けというものに対する表現が、市民の視点というところが入っていて、大変うれしく思いました。

女性の参画はいろいろなところで言っている人がいるのですけれども、若い人たちは、将来の自分たちのことになっていくわけなので、よくも悪くも自分たちのことになっていくので、選挙に関しても、市政に関しても、コミュニティ協議会のことに関しても関心を持って、どんどん入っていただいて、分からないことは大きな声で分からないと。それは説明がないということなので、元気にやっていっていただきたいなど。その応援ができたらいいと心密かに思っています。いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。

(原委員長)

ありがとうございます。副委員長、まとめも含めてお願いします。

(馬場委員)

まとめられるようなことはなくて、私が考えていることを一つだけお話ししたいと思います。

少し複雑な話をすると、第二次世界大戦後に、結局どこもそうなのですけれども、日本も福祉国家をつくってきましたという説明をします。福祉国家というのは何だったかというのはいろいろな説明があるのですが、国なり行政なりが個人の生活を保障するというにしたいというのが、福祉国家の一つの制度

だったのです。そうするとどうなるかという、個人と行政がつながって、真ん中を全部抜いていったのです。真ん中とは何だったかという、地域社会、町内会や自治会など全部です。そして、(行政が)個人に対して直接サービスを提供していきますということになっていったわけです。

それをみんな、心地よいと思っていったわけです。都市化していくと「隣は何をする人ぞ」だけれども、何かサービスを提供してほしいということになれば、行政が直接サービスを提供してくれるという社会になっていったわけです。これは居心地のいい社会です。ただこれが支えられていった背景になったのは、税収が上がっていたということです。みんなが行政に頼む分のお金が行政にあったということなのです。

お金がなくなったときに、さて皆さんどうしますかということになると、今の、みんなで決めようという話が出てきて、協働という話になってくるわけです。

そうなったときに何が起きるかという、この半歩先を申し上げれば、多分、今まで以上に個人の生活に地域社会が入り込む可能性があるのです。これをどう見るかということこれから考えていかなければいけないだろうと思います。それは、今までは「隣は何をする人ぞ」でやってこられたのが、そうではなくて、例えばあの家はどういう経済状態になるとかということまで、隣近所が分かってしまう。昔はそうだったわけですよ。何人子どもがいて、どのくらいのお金があって、この前何を買ったということをみんな知っていたわけです。しかし、それがいやだというようになった社会ができた中で、今度はもう一度そこに戻さなければいけない部分というのが出てきたと。あそこは高齢者を抱えていて、かつ痴呆症の高齢者だなんていう、みんなが表に出したくないような情報でも知っていないと、町内会、自治会で支えていくことができないわけです。

そうなったときに、それを認めていくのか、それともそうではない方向に、一昔前の、直接行政がサービスを提供するメカニズムをもう少し維持するのだと考えるか、それによって選択肢が変わってくるだろうと考えています。そのことをこれからもう一度考えなければいけない。参画や協働をやっていくことによって、そういう問題が出てきて、個人のプライバシーみたいなものがどんどん失われていくということを是とするのか非とするのかということが、これから突きつけられている課題だろうと私は思っています。そういうことも含め

て議論していく場が、この条例ができたことで、できていくといいなと私は考えます。

(原委員長)

ありがとうございました。福祉社会は改めて考えさせられる状況であります。まとめは馬場委員からやっていただきましたので、私は個人的に感じていることを申し上げたいと思います。

余談からですが、血液などを調べるといろいろな面で分かるらしいので、この間調べましたら、私は47歳と出ました。実は72歳でございます。そういう意味で、若手にうまくバトンタッチしていかなければならないことを本当に考えるようになっていきます。これでやれということではないのですが、例えばということで申し上げたいのですが、市政に携わる方々に要求されるものに実績というのがあります。しかし、その実績がなかなかないというのが、特に若い方々はあるだろうと思います。

一つは、市の委員会、区の委員会といったところを傍聴された方が、何月何日何々委員会を傍聴しましたと、傍聴証明書みたいなものを1枚もらう。恐らくたくさんボランティアがあると思いますが、何月何日に2時間ボランティア活動に参加しましたというボランティア参加証明書ってもらう。そういったものを、例えば10枚集めたらそれを一つの実績の単位になるようにしてもらえると、それはそれで一つのきっかけが作れるのではないかと思いますし、また、傍聴する方々も、ボランティアに参加される方、協働される方々も、今までより少しは前向きになれるのではないかという感じがしまして。これはあくまでも例です。恐らくもっといい案があると思いますので、何かそういったきっかけをつくって、若い人たちにぜひ参加していただいて、若い人なりのフレッシュなアイデアや意見などを出してもらえるような新潟市になってくれたらいいなと思っております。

最後に少し修正がございましたので、その辺を私にお任せいただくことにいたしまして、自治基本条例見直しに対する提言の最終調整ということですが、それと、新潟市自治基本条例検討本部がありまして、そちらへ提言を出すわけでございますが、その点につきましては、大変僭越でございますけれども、委員長の私に一任していただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。貴重なご意見をいただきましたし、それをいろいろ



なとこで生かしていただくことを祈念いたしまして、この委員会は今回で最後とさせていただきたいと思います。皆さん、長い間本当にありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

今ほど委員長からお話がございましたけれども、私どもに提言を提出していただきました後、その提言内容を関係所属にも周知したうえで、11月下旬には自治基本条例検討本部会議を開催させていただきまして、その中で、提言内容を踏まえて、見直しについての方針を決めていきたいと考えているところがあります。

それでは、7回すべて終わりましたので、ここで課長の井崎からごあいさつさせていただきます。

(政策調整課長)

本来であれば、検討本部の本部長の浜田副市長やうちの部長がごあいさつをすべきところがございますが、たまたま不在にしております、代わってごあいさつをさせていただきたいと思います。

まず、第1回は7月9日ということで、4か月間にわたり、非常に暑い夏も過ぎながらここまで提言をまとめていただきまして、委員の皆様、特に委員長、副委員長をはじめ、お忙しい中お集まりいただきまして、本当に感謝申し上げます。改めまして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

今ほど委員長もお話をしていたように、今後の日程ではありますが、間もなく明らかになりますので申し上げます。11月15日に浜田副市長に委員長から提言をとりまとめたうえでご提出いただこうと思っております。まだ日程は決まっておりませんが、その後、庁内の検討本部で提言に対する取扱方針を決定し、その対応については12月議会で私からご説明させていただこうと考えております。

いただいた一つ一つの内容につきましては、今話がありましたように、各所管にしっかり伝えさせていただきますし、その後の改善等につきましてもすぐできるものもあろうかと思っておりますし、しばらく検討のお時間をいただくこともあろうかと思っておりますが、なるべく言われた趣旨に従って改正を図るということを私どもも進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長い期間ではございましたし、私どもからすると7月から11月ということで、もう少し時間をゆっくりとっていろいろとご議論賜ればということもあったかもしれませんが、まずは感謝申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。